

# ①ウォータープロジェクト 参加企業・団体活動規約

2014年12月10日制定

## 1. 目的

企業・団体活動規約（以下「本活動規約」という。）は、本プロジェクトに参加するすべての企業・団体（以下「参加企業・団体」という）が活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

## 2. 参加資格等

- (1) 日本国内のすべての企業・団体（政治団体及び宗教法人を除く）はウォータープロジェクト事務局（以下「事務局」という。）に対し、申請書を提出し、参加承認を得ることで本プロジェクトに参加することができます。
- (2) 参加企業・団体は、既に行っている活動やこれから行う予定の活動を含め、健全な水循環の維持又は確保に向けた取組をご登録いただきます。
- (3) 参加申請に関する書類は、参加申請に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。
- (4) 参加申請に関する資料は返却いたしません。また、これらの書類は事務局到着後1年間保管し、保管期間を経過したものは破棄いたします。

## 3. 参加の不承認

別記様式第1号の申請書を提出しても、次のいずれかの場合には事務局の判断により参加承認されないことがあります。

- (1) 申請に必要な参加企業・団体の概要、営業内容等を説明する資料に不備がある場合
- (2) 申請内容に虚偽が認められる又は不適切であると判断される場合
- (3) 取組内容に不正があると判断される場合
- (4) その他、事務局が不適切と判断する場合

## 4. 活動内容

参加企業・団体は、本プロジェクトの目的を達成するために、参加申請時にご記入頂いた活動内容を含め、健全な水循環の維持又は回復につながる技術や活動、取組を行っていただくとともに、広く国民に向けて啓発していただきます。

## 5. 共通シンボルマークの使用等

参加企業・団体は、参加申請承認後、共通シンボルマーク使用規約に準じて共通シンボルマークを無償で使用することができます。

## 6. 不適切な活動

事務局は、参加企業・団体またはその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該参加企業・団体等に対し、理由を伺った上、是正をお願いすることがあります。

- (1) 本活動規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) 共通シンボルマーク使用規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合  
例) 共通シンボルマークを活用し、詐欺行為、強制行為を行った場合  
例) 共通シンボルマークの使用において、本プロジェクトの目的とは異なる場合
- (3) その他本プロジェクトの目的に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

## 7. 参加承認の取消

事務局は、参加企業・団体が次のいずれかに該当する場合、当該参加企業・団体の参加承認を取り消すことができます。

参加承認を取り消された参加企業・団体は、以後、共通シンボルマークの使用ができなくなります。

- (1) 倒産、解散したとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) 上記7に掲げた不適正な活動に対する事務局からの是正等に応じなかつた場合

(4) その他、本プロジェクト、事務局の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

#### **8. 規約の改訂**

(1) 本活動規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

(2) 本活動規約の改訂により賛同企業・団体に不利益が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

#### **附 則**

本活動規約は、2014年12月10日から施行します。